

公益に資する作業：IFRS 財団と IASB

ハンス・フーガーホースト
国際会計基準審議会 議長

ミシェル・ブラダ
IFRS 財団評議員会 議長

イントロダクション及び要約

国際会計基準審議会 (IASB) は、世界中で広く使用されている国際財務報告基準 (IFRS の基準) を開発している。IASB は、民間の非営利財団である国際財務報告基準財団 (IFRS 財団) の独立した基準設定機関である。

IASB は特異な組織である。例えば、IASB は、主に公的な規制当局及び政府当局者で構成されている金融安定理事会 (FSB) の唯一の民間組織メンバーである。IASB は民間組織であるにも関わらず、その主要な産出物 (すなわち、IFRS の基準) の使用は、116 の法域で法律により強制されている。他に 12 の法域では、規制対象市場の国内登録企業又は外国登録企業に IFRS の使用が認められている。大部分の法域では、実質的な修正なしに IFRS を規定している。

このように、IASB は、世界で最も普及し法的拘束力のある経済に関する基準の 1 つに責任を負っている。しかし、民の性格の強い組織が公の政策が依拠する基準の策定に責任を負っているという事実は、一部の人々にとっては不快の原因でもある。

IASB は、民主的な説明責任に欠けた自主規制団体として描写されることがある。一部には、IFRS 財団は私的な商業的利益に目が向きすぎていて公共の利益を十分に配慮していないとの懸念を示している人々がいる。

彼らは、IASB のガバナンスにおけるこうし

た脆弱性と見られるものが IASB の基準設定の質にも及んでいると主張している。彼らは、IFRS の基準は、専門技術的中立性の見せかけの陰で、実際には短期的な投資者のニーズの充足に適合しすぎていると考えている。市場価値ベースの公正価値会計に過度に依拠しているものと思われることによって、IASB は、会計処理における慎重性をほとんど考慮していないと見られている。これが資本市場における短期主義と過大な配当政策を助長していると考えている人々がいる。

これらの疑問のすべては検討に値するものであり、本ペーパーにおいて我々はそれらに答えようと試みている。

我々は、IASB の基準設定は公共の利益についての強い意識で動機付けられていると考えている。これは、定款に、また、より最近では我々のミッション・ステートメントに織り込まれている。財務報告の最も活発な利用者は資本市場における投資者及び債権者であるが、IASB は、自らの基準が、すべての面において一般市民にとって価値の大きいものであることを認識している。我々は、完璧な客観性は高すぎる目標であるため達成が不可能であることを承知しつつも会計における中立性を主張する理由を説明する。IFRS が目指しているのは、無責任な利益の報告や過大な配当を絞り出すことを促進することでは決してなく、それど

ころか、資本市場に厳格さと規律を課し、それにより、信頼、経済成長及び長期的な金融の安定を促進することである。IFRSは、新興経済への信認を増進するための非常に費用対効果の高い方法でもある。

我々は、IASBとIFRS財団が民間の性格が強いことは事実であるが、自主規制団体ではないと主張する。IFRS財団のガバナンス、基準設定のデュー・プロセス及びIFRSのアドプションと執行において、公的当局が極めて重要な役割を果たしている。IFRS財団は公的当局への説明責任を公式に負っており、IASBは公的な規制コミュニティと非常に緊密に連携している。

IASBのガバナンスは、そのメンバーについて商業的利害からの厳格な独立性を保証している。それは、公的セクターで通常みられるのと同じ方法である。

IASBの説明責任は、非常に透明性の高い十分に開発されたデュー・プロセスのシステムによってさらに強化されており、基準設

定主体の間で模範的なものと一般に考えられている。

最も重要なこととして、IFRS財団もIASBも、どの法域においてもIFRSを強制する力を有してはいない。各法域の立法機関や規制当局が、自身の法域においてどの会計基準が適切であるのかを決定する。ほとんどの場合、その評価の結果、IFRSの全面的なアドプションが行われている。

5年ごとに、評議員会はIFRS財団の体制とその有効性に関する公開協議を行っている。現在行っているレビューでは、我々の基準設定、ガバナンス、資金調達に関する多くの重要な論点について一連の質問をしている¹。これらのトピックや他のトピックについて、すべてのフィードバックを歓迎する。我々は、過去において、我々がそうした提案に注意深く耳を傾けること、変更を受け入れることに柔軟であること、導入が迅速であることを示してきた。将来においてもそうするよう引き続き努めていく。

1. IFRS の公益性

設立当初から、IFRS 財団は、IFRS の基準は公益に資するために策定されるものであることを強調してきた。最近公表したミッション・ステートメント²では、我々のミッション（使命）は「世界中の金融市場に透明性、説明責任及び効率性をもたらす国際財務報告基準（IFRS）を開発すること」であると定義している。このステートメントではさらに次のように説明している。

- IFRS は**透明性**をもたらす。国際的な比較可能性と財務情報の質を向上させ、投資者及び他の市場参加者が情報に基づく経済的意思決定を行うことを可能にすることによってである。
- IFRS は**説明責任**を強化する。資本提供者と彼らの資金委託先の人々との間の情報ギャップを低減することによってである。我々の基準は、経営者に説明責任を負わせるために必要とされる情報を提供する。国際的に比較可能な情報をもたらすものとして、IFRS は世界中の規制当局にとって極めて重要なものでもある。
- IFRS は経済的な**効率性**に貢献する。投資者が世界中にまたがる機会とリスクを識別する助けとなり、それにより資本配分を改善することによってである。企業にとって、単一の信頼される会計言語の使用は、資本コストを低下させ、国際的な報告コストを低減する。

これら 3 つの相互に関係する目標のうち、説明責任の強化という目標は、特に注目に値する。現代の資本市場では、経済行為者の大半（上場会社、銀行、保険会社、ヘッジファンド、アセット・マネージャー）は、

他の人々の資金を以て活動している。資本提供者と彼らの資本委託先の人々との間に相当の距離が存在する場合がある。このため、現代の資本市場はモラルハザードが横行している。そのことは金融危機で十分に証明されたところである。財務報告における規律と厳格さを課す強固な会計基準は、このモラルハザードの抑止に不可欠である。

我々の基準は、世界中の金融市場に透明性、説明責任及び効率性をもたらす

ミッション・ステートメントでは、公益への我々の貢献を「**グローバル経済における信頼、成長及び長期的な金融の安定を促進すること**」と要約している。高品質な会計基準は、経済への信頼に貢献する。財務報告書を見ることのない人々にとっても、会計基準が情報価値があり信頼性のある財務報告をもたらすことは重要である。

学術研究が示してきたところでは、高品質な会計基準の単一セットはグローバル経済に大きな便益をもたらす³。IFRS は、資本配分の改善と資本コストの低減によって、先進国だけでなく新興経済圏でも、成長に貢献している。ブラジル、マレーシア、韓国などの諸国にとって、IFRS のアドプションは、自国の資本市場の国際的な訴求力を高め、経済成長を促進するための戦略の切り離すことができない一部であった。同じ理由で、世界銀行は、多くの新興経済国での IFRS のアドプションを促進してきており、FSB は、IFRS のアドプションを、健全な金融システムの創出のための 12 の「主要な基準」の 1 つに指定している⁴。

ミッション・ステートメントで言及してい

る公益の第 3 の要素である長期的な金融の安定は、一見して明らかなものとは必ずしも言えない。金融の安定を促進することは会計基準の主たる目標ではなく、それは主として健全性に関する規制当局（金融システムの支払能力について安全確保することを職務としている）に与えられた権限である。会計基準が提供する透明性は、企業の貸借対照表に深く埋め込まれていた問題点を明るみに出すことにより、短期的には不安定性につながることもある。しかし、高品質な会計基準によってまず問題が目に見えるようになれば、その問題に最も適切

に対処することができる。それゆえ、我々は、高品質な会計基準が提供する透明性は長期的な金融の安定に不可欠であり、それに貢献するものであると考えているのである。

公益に対する我々のコミットメントは、IASB のデュー・プロセス及び体制の開放性及び網羅性を継続的に増強することにもつながる。公益が十分に考慮されることを確保するため、我々の「デュー・プロセス・ハンドブック」では、我々の基準設定における規制当局の役割の重要性を強調している⁵。

2. IFRS の読者

IASB の現行の「概念フレームワーク」は、財務諸表の主要な利用者を「現在の及び潜在的な投資者、融資者及び他の債権者」と定義している。つまり、報告企業に資金を委託している経済行為者又は委託することを検討している経済行為者である。一部の投資者は、この主要な読者の定義は広すぎると考えている。彼らは、既存の投資者だけが会計の主要な読者を構成すべきであると考えている。他方、IFRS の読者の定義は狭すぎると考えている人々もいる。彼らはIASB の「概念フレームワーク」の過去の版に言及している。その過去の版では、「顧客、政府及び政府機関並びに一般市民」も財務諸表利用者として含まれていた。ある研究では、IASB は「財務報告のルールを定義する際に商業的利益を優先している」とまで指摘していた⁶。

最初に留意すべきことは、「主要な利用者」の現行の定義は、一見そう思われるほど限定的ではないということである。現代の経済では、多数の普通の人々が資本市場に投資している。彼らは、直接投資している場合もあるし、間接に、例えば年金制度やミューチュアル・ファンドへの参加を通じて投資している場合もある。資本市場の行為者は富裕な投資者やヘッジファンドだけではなく、多くの機関投資家が、普通の人々に対する受託者の立場で（多くの場合、非営利ベースで）活動している。したがって、IASB が何らかの形で商業的利益を「優先」しているという考えには、我々は強く反対する。投資者（それが誰であれ、誰の代表としてであれ）が信頼性のある財務諸表にアクセスできるようにすることには重大な公益がある。

一般的に言うと、我々の基準は、企業の経営者と、当該企業の財務状態をより適切に理解することに関心を有する他の利害関係者との間の情報ギャップを狭めるものである。そのような利害関係者には、投資者と債権者だけでなく、取引相手や顧客が含まれるかもしれない。

さらに、ミッション・ステートメントは、我々の作業の公益性に対する信念を述べている。明らかに、信頼、経済成長及び長期的な金融の安定の促進は、一般市民にとって非常に重要である。このため、一般市民（資本市場に投資していない人々でさえも）が我々の作業の利害関係者となっている。おそらく、この論点は、「概念フレームワーク」の現在の改訂の中で明確化できるであろう。

一部の人々は、IFRS は、短期的な投資者のニーズの充足に適合しすぎていて、より長期的な投資の時間軸を有する人々に有害となっていると主張してきた。例えば、最近のある報告書は次のように述べている。「金融セクターの多くは、経済的意思決定の短期の時間枠（市場ベースの公正価値会計において最も明確に示される）に関心があるが、他の利害関係者（従業員、市民社会の行為者、規制当局など）は、より長期的な志向を有しており、しばしば長い製品サイクルや事業のサイクルを有している。」⁷

我々は、金融市場においてあまりにも多くの行為者が短期的なインセンティブに動かされているという懸念を共有している。だからこそ IASB は基準の設定において、利益操作を困難にし、隠された負債を明るみに出すことを目指している。

しかし、我々は、實際上、長期的な投資者と短期的な投資者を区別するのは困難であると考えているし、両者の情報ニーズにはそれほど大きい違いはないであろうとも考えている。年金基金や保険会社は資産を定期的に売買するが、長期的な投資者でも、どの短期的動向が長期的趨勢の始まりを表しているのかをモニターする必要がある。さらに、多くの長期的な「バリュー」投資者は、こうした短期的なトリガーを、高品質な資産を魅力的な価格で購入する機会として使用している。

研究が示してきたところでは、IFRSの基準は公正価値に傾いているわけではなく⁸、長期投資の多くは歴史的な原価会計に基づいて報告されている。同時に、市場価値がすべての投資者にとって非常に目的適合性が高い場合があることは明らかである。明らかに、機関投資家にとっては、20年前に取得した株式の現在価値の方が、当初の取得価格よりもずっと目的適合性が高い。IFRSは、歴史的な原価会計と公正価値測定を組み合わせた「混合属性」アプローチに依拠しており、我々は、こうしたアプローチが短期的な投資の時間軸と長期的な投資の時間軸の両方にとって適切であると考えている。

現行の「概念フレームワーク」では、規制当局は財務諸表の主要な利用者とは考えられないとも述べている。一般目的財務報告の目的と金融規制の目的は一致しない場合があるからである。規制当局が異なる政策目的を有する可能性があることは事実であるが、我々がより最近公表したミッション・ステートメントでは、国際的な規制コミュニティにとって、IFRSは情報をもたらす不

可欠のものであると述べている。我々は、「概念フレームワーク」とミッション・ステートメントとの間の、この一見矛盾しているように見える点について明確化するつもりである。

實際上、IASBは、「デュー・プロセス・ハンドブック」の要求どおり、規制当局と非常に緊密に協力している。さらに、IASBは、FSBのメンバーとして、G20の規制当局と定期的に会合している。その結果、会計上の論点がFSBで定期的に議論されている。IASBは、証券監督者国際機構（IOSCO）、バーゼル委員会その他の多くの国際的、地域的及び各国の監督当局との間で強力な関係と協力の合意も有している。

これらの合意により、我々の作業が金融規制の他の国際的な動向と協調することが確保されている。

3. IFRS の特徴

a. 会計基準は、経済実態を形成するのではなく、経済実態を描写すべきである

会計基準が目指すのは、経済実態を形成することではなく、経済実態を描写することである。バーゼルの自己資本規制と IFRS とを比較すると、この相違が明らかになる。バーゼルの自己資本規制は、銀行がどのくらいの自己資本を有するべきかを銀行に告げるものであるのに対し、IFRS の基準は、銀行がどのくらいの自己資本を実際に有しているのかを示すように設計されている「だけ」である。

会計基準は、経済実態をできるだけ忠実かつ中立的に記述することを目指している。会計基準は、実態を変えるため又は隠すための道具とは考えられていないし、そう考えるべきではない。言い換えると、何かを測定する方法を、その答えがとても魅力的でないという理由だけで変更すべきではないということである。それでも、会計には判断を伴うことが多く、完全に客観的で純粋にテクニカルな規律ではないことを、我々は承知している。このため、我々は、複雑な会計上の論点を多くのさまざまな角度から捉え、会計に対するイデオロギー的なアプローチを避けるように、懸命に作業している。しかし、会計基準が 100%の客観性及び正確性を達成することはできないことを承知しつつも、この理想にできる限り近づくことを我々は目指している。実際、完璧な客観性が達成不可能であるからと言って、その正反対を行って主観性を会計の目標とするというのは誤りであろう。

b. なぜ中立的な基準でさえも論争を生じる場合があるのか

IFRS の唯一の野心が経済実態をありのままに描写することであるならば、なぜ会計上の論点が時として熱い論争を生じるのであろうか。1 つの答えは、会計は科学であると同程度にアートでもあることから、次の両方について意見が相違する余地が明らかに大きいということである。それは、a) 何が経済実態か、b) 会計上の測定においてそれを最も適切に反映できる方法は何か、についてである。したがって、会計は多くの純粹かつ健全な知的論争の対象となり得るものであり、このことは歓迎すべきである。

しかし、会計基準に関する論争には、それほど崇高ではない動機もある。IFRS に準拠して報告する企業は、会計に大きな利害関心を有する。報酬や評判が利益と密接に連動することが多いため、一部の人々には、利益を操作するためのある程度の柔軟性を提供する基準を好む明白なインセンティブがある。また、企業は貸借対照表を筋肉質に見せたがるので、オフバランス項目を貸借対照表に計上させようとする我々の取組みが激しい抵抗を受けることも多い。

会計基準は、経済実態をできるだけ忠実かつ中立的に記述することを目指している

長年にわたり、世界中の会計基準設定主体は、利益操作の可能性を限定し、過去には未開示であった負債を貸借対照表に計上させるように、基準の厳格さと規律を向上させてきた。

最も影響を受けた企業は、会計基準へのこの変更によって、彼らの事業モデルが著しく損なわれる、あるいはボラティリティが

大きくなりすぎると主張することが多かった。こうした論争の過去の例として、ストック・オプションの費用処理と年金負債の貸借対照表への計上がある。これらの変更の導入前は、経営者は多額の株主価値をストック・オプション付与の形で（外見上は無償で）ばらまくことができた。同様に、経営者が年金給付を増大させることの財務上の影響は、貸借対照表に適切に反映されていなかった。これらの変更によって、こうしたコミットメントの対価が今では役員室で議論され、投資者に精査されるようになってきている。

当時、これらの変更は非常に大きな論争となったし、広範囲の政治的ロビー活動も行われた。今日では、こうした報告は単に通常の実務と考えられている。こうした経験によって強調されるのは、IASB が公益に資することの重要さとともに、IASB が財務報告の改善を、それがしばしば大きな論争となったとしても（広範な開かれたデュー・プロセスを踏んだ上で、）導入する能力を保護することの必要性である。

最終的には、我々の基準が提供する透明性の改善は、通常、それによってリスクが目に見えるようになり、そのリスクをより適切に管理することにつながり、長期的にはボラティリティの低減をもたらす。

IFRS の規律は、自らの業績を最も良く見えるような方法で示そうとする一部の企業の傾向に対抗する。ほぼすべての企業が、自身の非 GAAP 指標を IFRS 財務諸表とともに公表している。こうした調整後の利益の大部分が IFRS で定義された利益よりも高いという事実は、我々の基準が課している規律と厳格さを強調するものである⁹。このように、IFRS は資本主義の正直さを保つことに役立っている。

c. IFRS は資本市場の慎重性に貢献する

「概念フレームワーク」の現行の改訂版において、IASB は「慎重性」の概念への言及を削除した。なぜなら、この用語は正確性に欠けていて解釈の余地が大きすぎると IASB が考えたからであった。近年、一部の人々が、この変更当初に意図されたよりも大きな意味を与えるようになってきている。「慎重性」という用語の削除は、慎重性を欠く行動や基準に青信号を出すことを意図したものではなく、青信号を出したという証拠もない¹⁰。それでも、懸念が提起されたということもあって、IASB は「概念フレームワーク」の改訂案で、慎重性への言及を再び導入することを提案している。

我々の改訂案では、慎重性を「不確実性の状況下で判断を行う際の警戒心を行使すること」と定義している。この慎重性により、負債の過小表示及び資産及び利益の過大表示が防止される。慎重性は、利益を意図的に過小表示するという意味にはなり得ないことも明らかにした。利益の意図的な過小表示は、秘密剰余金の創出に扉を開くことになるだろう。そして、そのような秘密剰余金は利益がプレッシャーの下にあるときに取り崩される可能性が高く、結果として、企業の業績の悪さを覆い隠すことになる。利益の平準化は、非常に慎重性を欠いた会計につながる場合が多い。

一部には、IFRS は未実現損益の認識をあまりにも多く認めすぎていて、正しいと認めがたい利益の計上や配当の分配につながるおそれがあるとの主張をする人々がいる。IFRS が、（その点では、発生主義のいかなる会計基準でも、）未実現損益（利益と損失の両方）を認識することは事実である。発生主義会計の本質とは、要するに、現金取引がいつ発生するのかに関係なく経済事象

が認識されることである。例えば、経済的耐用年数が少なくとも 20 年に及ぶと見込まれているのに、工場の取得費用の全額をそれが支払われた年度に認識するのは意味をなさない。

会計の基礎を実現された利益に置くことは、経済的にほとんど意味をなさないだけでなく、非常に危険でもある。ある銀行が金融商品のポートフォリオを有していて、そのうち 90%に損失が生じ、10%だけが購入価格を上回る価値を有していると仮定してみよう。この銀行の利益の基礎を実現された損益に置くとした場合には、単純に含み益のある資産を売却し、損失を生じている資産の保有を継続することによって、利益を計上しているように見せることが容易にできるであろう。この銀行は、実際には深刻な財務上の困難が生じているのに、まずまずの利益を報告することになる。

言い換えると、利益の報告を実現された損益だけに基づくものとすると、損益計算書の操作が非常に容易になってしまう。

我々の基準は配当政策を律するものではない。それは各法域での該当する公的当局の責任である。ほとんどの国では、配当政策は会社法又は規制で扱われている。このプロセスへの我々の貢献は、こうした意思決定のための十分かつ必要な情報を提供することである。

要約すると、我々の考えでは、IFRS は資本市場における慎重性（この言葉の一般的な意味で）に寄与している。IFRS が課している厳格さと規律を評価するには、公的セクターの会計との比較が理解に資する。多くの公的セクターの勘定では、多額の法定社会保障負債が認識も連結もされていない。企業は従業員年金負債を示さなければならぬが、多くの政府はそれを全く行っていないか、不完全にしか行っていない。完璧ではないものの、IFRS の基準は（特に、リース会計の改善後には）、貸借対照表が企業の負債の全範囲を正確に反映することを確保する。

ないか、不完全にしか行っていない。完璧ではないものの、IFRS の基準は（特に、リース会計の改善後には）、貸借対照表が企業の負債の全範囲を正確に反映することを確保する。

d. 複雑性

過去数十年間に、年次報告書の複雑さと長さが増したことはほとんど疑いがない。この一部は IFRS の開示要求に起因している可能性があるが、IFRS 以外の規則（各国レベルで行われることが多い）がより大きい役割を果たしている場合も多い¹¹。

さらに、会計の複雑性の多くは、ますます複雑になっている経済実態の反映である。この見解は他の人々も共有している。例えば、欧州委員会は、IAS 規則（IAS Regulation）の評価に関する最近の報告書¹²において、報告の複雑性は根底にある事業の複雑性を反映したものであることから、その多くは不可避であると結論を下した。保険、年金及びデリバティブは、すべて非常に複雑な金融商品であり、それらについて単純な会計処理はない。

持分と負債の区別はますます不鮮明になっている。事業の取得は必然的に複雑な会計処理につながる。

したがって、会計基準の設定には相当のテクニカルな専門知識を要する。我々の基準は原則ベースではあるが、企業が基準を適切に適用できるようにするために、多くのテクニカルな詳細を含んでいる。基準の完全な一式は高度に相互関連しており、1 つの基準の変更が他の基準への跳ね返りを生じることが多い。こうしたすべてのことにより、会計基準設定は非常に複雑な活動になっている。

会計の複雑性の多くは、ますます複雑になっている経済実態の反映である

我々は、複雑性はなくならないと考えているが、複雑性の管理可能性を高めるために懸命に作業をしている。例えば、開示に関する取組みでは、我々の基準を改善し、重要性のない情報や決まり文句の開示を避けることを企業に促すことを目指している。我々は証券規制当局や監査人とも緊密に協力している。我々の作業を成功させるために彼らのサポートが必要なのである。この開示に関する取組みは、開示の簡潔性と理解可能性を高めることに役立つはずである。

さらに、IASB が主要な新しい基準に関する作業を完了しつつあることから、我々は、より多くの時間を投入して、現行の基準の整合性を改善して実務上の適用を容易にするための作業ができるようになるであろう。

最後に、IASB の包括的なデュー・プロセス（次のセクションでより詳細に記述）は、世界中の利害関係者に、いったん完成した基準を先進国と新興経済圏の両方にわたって、できるだけ効率的に適用できるようにするための仕組みを提供している。

e. IFRS の範囲：狭すぎるのか

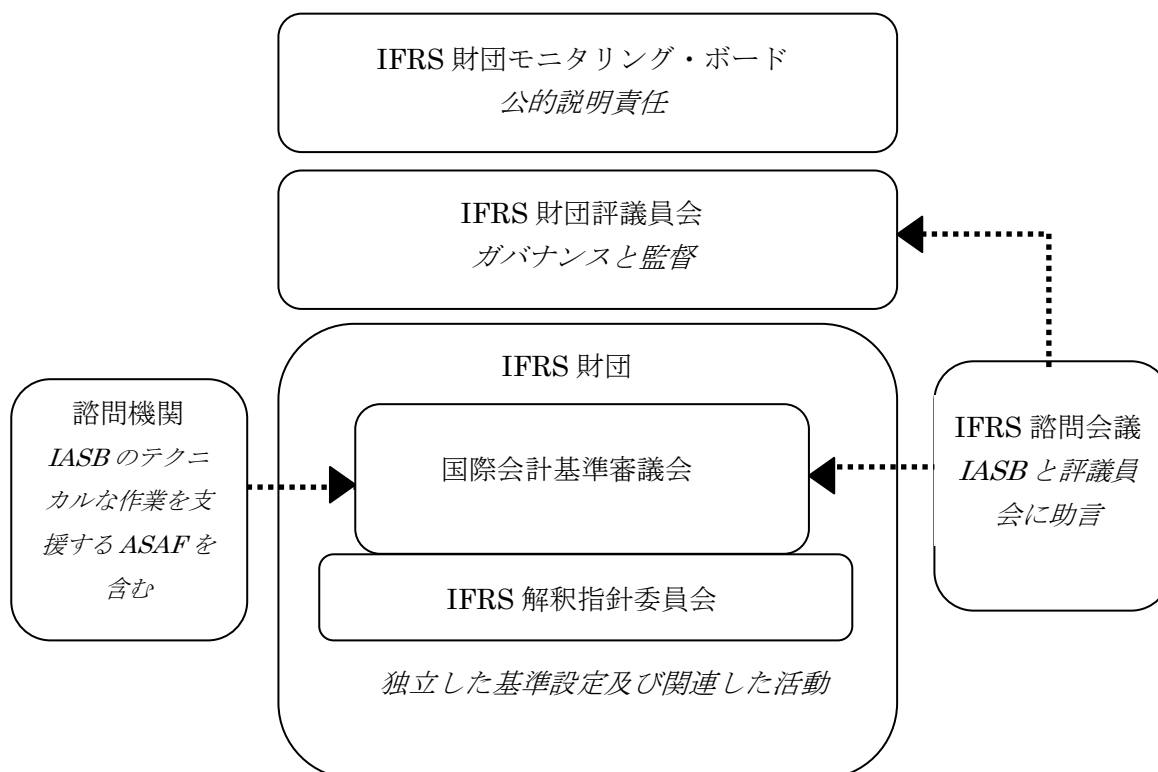
財務報告と並行して、企業報告の領域においては、他にも多くの進展がある。例えば、持続可能性報告や非財務コーポレート・ガ

バナンス報告である。今まで、我々の見解は常に、IASB は財務報告に特に適格性を有しており、我々は自らの本業に専念すべきであるというものであった。このことで、IASB は、公開の報告に関するより広範囲のニーズに十分に対応していないと見られることがある。しかし、他の種類の報告や、会計に関連した政策（配当分配の政策など）は、関係当局又は他の基準設定主体の権限に委ねるのが最善であると我々は考えている。IFRS は、公の政策が基礎とすることのできる信頼性のある国際的に首尾一貫した財務情報を提供する。

同時に、我々は国際統合報告評議会と建設的な関係を有しており、それは覚書の中に記載されている。この覚書は、財務情報と非財務情報の両方の統合報告を促進するものである。我々は、コーポレート・レポート・ディング・ダイアログ（国際的な影響を有する基準やフレームワークを公表する組織を結集するフォーラム）にも参加している。現在の「体制とその有効性に関するレビュー」の中で、我々は、IASB が非財務報告においてよりプロアクティブな役割を果たすべきかどうかについてフィードバックを求めている。

4. ガバナンス、資金調達及び説明責任

3 層構造



経済に関わる国際組織は、国際的な条約に基づく組織（国際通貨基金や世界銀行など）とそうした条約によらない組織（FSB やバーゼル委員会など「ソフト・パワー」への依拠の方が高いもの）に分けることができる。IFRS 財団と IASB は、明らかに後者のグループに属しており、我々のガバナンスには、民の特徴と公の特徴が両方存在する。一般的に言えば、IFRS 財団と IASB では、他の組織よりも公の特徴は目立たないが、そのデュー・プロセスにおける透明性と公開協議は最高レベルである。

a. 3 層構造、独立性及び公的説明責任

IFRS 財団は、グローバルな証券規制当局（IOSCO）の支援の下で、民間の非営利団

体として 2001 年に設立された。その目的は、グローバルな金融市場とクロスボーダーの活動の発展に貢献することである。同様のガバナンスのモデルは、ドイツ、日本、韓国、マレーシア、オランダ及び米国など、多くの国々において見ることができる。

IFRS 財団は、22 名の評議員からなる評議員会によって統制されている。評議員はその全員で、IASB の全般的監督とメンバーの任命の責任を負う。

評議員会の構成は、地理的背景とスキルのバランスの取れた代表を提供している。現在の評議員 21 名のうち 13 名が公共サービスを主な経歴としており、8 名が民間セクター出身である。

このガバナンスの取決めの最も重要な目的の1つは、独立ではあるが説明責任のあるIASBをグローバル基準設定主体として保証することである。

前述のように、十分な厳格さと規律に欠ける会計基準は、誤った情報が提供される可能性を生じさせるおそれがある。

財務報告書が偏りのない信頼性のある情報を提供しようとするのであれば、それらが基礎とする会計基準は、不適切な商業的影響力から保護された独立した基準設定において開発されなければならない。

以下の取決めがIASBの独立性を促進するために設けられている。

- IASBの常勤メンバーは、利益相反を生じるおそれのある副次的活動や機能を持つことを禁じられている。彼らは、民間事業においていかなる機能も果たすことはできず、事業組織を代表することもできない。また、意思決定の独立性に疑問を生じさせるおそれがある財務的利害関係を開示することなく保有することもできない。現在、我々には非常勤メンバーはいないが、仮に任命する場合には、その独立性は評議員会が厳しく精査することとなる。實際上、IASBの独立性の要求事項は、大半の公的当局と相違がない（あるいは、それより厳しい）。現在の14名のIASBメンバーのうち6名に公共サービスの経歴がある。
- 評議員会は、厳格な精査プロセスに従ってIASBのメンバーを任命し、IFRS財団の運営とその資金調達の監督を行う。評議員会は、基準設定のデュー・プロセスの監督も行うが、基準の内容に影響を及ぼすことはできない。さら

に、評議員は厳格な利益相反について規則を遵守し、利害関係について年次の宣誓を行うとともに、利益相反が生じるおそれがある場合には議論への参加を回避しなければならない。すべての評議員は、すべての事項において公益のために活動することを定款で要求されている。評議員は、厳しい精査プロセスを経たうえで、モニタリング・ボードによる承認を受けるよう、指名される。

- IASBのガバナンスは、モニタリング・ボードによって完成される。モニタリング・ボードは大がかりな公開協議を経て2009年に設置されたものである。モニタリング・ボードは、資本市場当局（主に、証券規制当局）のグループであり、IFRS財団に公的当局への公式の説明責任の仕組みを提供している。

十分な厳格さと規律に欠ける会計基準は、誤った情報が提供される可能性を生じさせるおそれがある

モニタリング・ボードの主たる責任は、以下のことを行うことである。

- (i) 評議員の指名手続に参画し、任命を承認する。
- (ii) IASB議長を選任時にインプットを提供する。
- (iii) IASBの資金調達についての評議員会の取決めをレビューする。
- (iv) IASBの基準設定プロセスに関する評議員会の監督をレビューする（特に、デュー・プロセスの取決めに関して）。
- (v) 評議員会の責任に関して評議員会と協議する（特に、IFRS財団によるIASB

の監督に係る規制、法律及び政策の動向に関して)。

- (vi) 財務報告に係る幅広い公益に係る事項を IASB による検討のために IFRS 財団を通じて照会する

モニタリング・ボードの設置により、IFRS 財団は、公的な監督を最上層とする 3 層構造を獲得した。モニタリング・ボードは、IASB の資金調達の実決め及びデュー・プロセスの実決めをレビューする権利も有している。

したがって、IFRS 財団は民間組織のままであるが、明確な公的な監督の層が確立されている。

モニタリング・ボードの現在のメンバーは、IOSCO の理事会と成長及び新興市場委員会、欧州委員会、日本の金融庁、米国証券取引委員会、ブラジル証券監督委員会及び韓国金融委員会の代表者である。パーゼル銀行監督委員会は、モニタリング・ボードにオブザーバーとして参加している。

IASB の構成と評議員会の構成は、世界の資本市場を代表し、幅広い国際的な基礎を確保するように意図されている。評議員会の地理的構成は現在、欧州、アジア・オセアニア、北アメリカから各 6 名、アフリカと南米から各 1 名、「全体枠」の立場の 2 名となっている。この分布はモニタリング・ボードによる監督の対象となっている。モニタリング・ボードは、評議員の任命の承認も行う。IASB の構成も同様の地理的分布となっており、アジア・オセアニア、欧州、北アメリカから各 4 名、アフリカと南米から各 1 名、「全体枠」の 2 名となっている。現在、2 名の IASB メンバーの欠員が補充されておらず、「体制とその有効性に関するレビュー」の結果待ちとされている。

IFRS 財団の過去の戦略レビューや、我々のガバナンスに関するモニタリング・ボードの別個のレビューにおいて、大多数のコメント提出者がこれは適切な体制であると考えた。それでも、現在進めている「体制とその有効性に関するレビュー」では、我々のガバナンスの実決めの機能をさらに改善するための提案があるかどうかを関係者に再度質問している。

b. 最終的な主権はアドプションする法域にある

IASB が法的拘束力のある規則又は規制を公布する権限を与えられた政府機関ではないことに留意することが重要である。IFRS を使用するすべての法域において、当該基準が公的な法律となるのは、国内の公的当局又は (欧州連合 (EU) の場合には) 国を超えた公的当局の慎重に検討された行為による場合のみである。IFRS のアドプションは完全に自発的に行われるものであり、会計における主権の放棄はない。

多くの法域は、個々の基準のアドプションについてのエンドースメント手続を有している。すべての IFRS 法域の中で、EU が最も厳格なエンドースメント手続を設けている。エンドースメント手続の存在は張子の虎ではない。IASB は、関係者の見解を十分に考慮しないと、ある法域が新しい IFRS の基準を完全適用しないリスクが増大することを十分に認識している。大半の法域が修正なしに IFRS をアドプションする選択をしているという事実は、IASB が関係者の提案や懸念に応じてきたことの結果とも考えられる。

要約すると、我々は、IFRS 財団と IASB を自主規制団体として性格付けることが正しいとは考えていない。全体として、我々のガバナンスの内容は公の要素と民の要素の

混合である。ガバナンスの一部が民間で組織されてはいるが、IFRS 財団は公的環境に確固として組み込まれている。

c. 資金調達

IFRS 財団の資金調達について、資金調達が利害相反につながり得るのではないかとの疑問が提起されることがある。現在の「体制とその有効性に関するレビュー」において認めているように、我々の資金調達の取決めが機能する方法をさらに改善できるとは考えているが、實際上、資金調達の取決めが利益相反の発生源であったことはないと考えている。

過去数年にわたり、IFRS 財団は、公的に支援された拠出への依拠を大幅に高めることを図ってきた¹³。

次ページの図表で見られるとおり、この戦略はおおむね成功しており、公的に支援された拠出は 34%から 52%に増大し、出版物とライセンスからの収入の減少を相殺して余りがある。

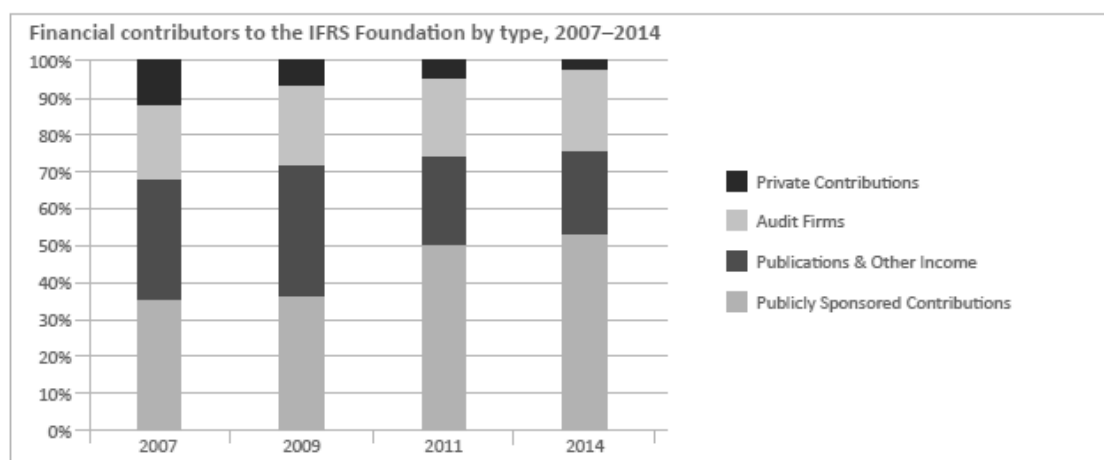
民間拠出の合計は 32%から 25%に減少したが、監査事務所からの拠出は依然として相当重要な額であることから、一部の人々が、そうした監査事務所からの IASB の独立性に関して懸念を表明する原因となっている。

最初に留意すべきことは、監査事務所が IFRS 財団に拠出することはおそらく非常に合理的であるということである。過去においては世界中の数えきれない各国会計基準を用いて作業しなければならなかったのに対し、監査事務所は IFRS の普及によって、会計上の専門性の開発と維持に関して膨大なコストの節約を享受している。

しかし、監査事務所が IFRS から得る便益と交換に拠出をすることが合理的であるとしても、この拠出が任意で行われているという事実により IASB が圧力に弱くなる可能性があるという主張は考えられる。評議員会はこの懸念を認識し承知しているが、それは現実の問題というよりも感じ方の問題であると彼らは考えている。

監査事務所のクライアントが IFRS の基準を用いて作業することから、監査事務所は IFRS に対して重大な職業上の利害関心がある。中には、監査事務所は監査報酬を創出するために IFRS をできるだけ複雑にすることに利害関心を有していると疑う人々がいるかもしれない。しかし、我々が実務で目撃していることは、監査事務所の主たる私的利害は、基準を明確で監査可能なものにするという公益と軌を一にしているということである。

IFRS 財団への種類別の財政拠出者（2007年から2014年）



監査事務所からの拠出は本質的に合理的なものと思われ、IASB に重要な利益相反を課すものではないが、利益相反があるのではないかとの認識そのものが懸念を生じさせる可能性があるとの主張もあるかもしれない。「体制とその有効性に関するレビュー」において、我々は、資金調達モデルを強化できる可能性のある方法に関しての提案を関係者が有しているかどうかを質問している。

d. デュー・プロセス

IASB の独立性は、精巧な説明責任のシステムによって補完されている。IASB の説明責任のシステムは大半の他の国際機関のシステムを超えるものである。IFRS 財団は、IASB が新基準及び修正基準を開発する際に従うべき非常に綿密な「デュー・プロセス・ハンドブック」を開発した。このハンドブックは IASB に、透明性、十分かつ公正な協議、説明責任という 3 つの原則に沿って運営することを要求している。その主要な規定としては、すべての審議会資料をウェブサイトから入手可能なものとする、すべての基準設定の会議を公開で開催

し、インターネットを通じて傍聴できるようにすることなどが含まれている。

IASB は、民間団体及び公的団体のほか個人からのコメントレターを歓迎している。寄せられるフィードバックのウェイト付けは、コメント提出者の重要度についての認識ではなく、示されている考え方の利点に基づいて行われる。すべての公開協議には広範なアウトリーチ活動が伴い、これには、公開の円卓会議やオンライン・ウェブキャストのほか、利害関係のある当事者とのグループ会合と個別会合の両方が含まれる。IASB は、自らのさまざまな諮問機関とも広範に協議を行う。これには、IFRS 諮問会議、会計基準アドバイザー・フォーラム、資本市場諮問委員会、世界作成者フォーラム、IASB の新興経済圏グループのほか、プロジェクト固有の諮問機関がある。

公開協議において、我々は、すべての関係者からバランスの取れたフィードバックを得ることを確保するよう努めている。一般的に、企業からのフィードバックの入手には問題がない。企業は我々の基準に多大の利害関係を有しており、コメントレターを

書くためのリソースとテクニカルな専門性があるからである。

他の関係者については、リソースとテクニカルな専門知識を見出すことがもっと困難である場合がある。このため、我々は相当の時間を費やして、テクニカルな専門性のない読者も IFRS の開発に参画できるようにしている。我々が主要な提案を公表する場合には常に、一般ビジネス読者向けに書かれたハイレベルの「スナップショット」という要約も作成している。また、並行して、包括的なアウトリーチ活動のプログラムを行っている。それはすべて、他の人々（投資者、政策立案者及び一般市民など）が我々の作業をより適切に理解し、我々の提案の一般原則についてコメントすることが可能となるように設計されている。

すべてのコメントレターは、IASB のウェブ

サイトのプロジェクトのセクションに同等の目立ち方で掲載されており、こうしたフィードバックについての IASB の検討は、完全な監査証跡の対象となっている。公表される各基準には付属する結論の根拠が記載され、IASB の決定の論拠を示している。プロジェクトの終了時に、IASB は通常、協議の全体を通じて受け取った広範なテーマにどのように対応したのかを説明するフィードバック・ステートメントも公表する。

最後に、デュー・プロセスの全体が、評議員会のデュー・プロセス監督委員会による包括的な、ライフサイクル全過程にわたるレビューの対象とされる。このレビューの後に、初めて IASB が最終的な基準を公表することができる。デュー・プロセス違反の疑いについて懸念が生じたことは極めて稀である。

5. 後書き

この文書において、我々は、我々のガバナンスと IFRS の性質と品質についてのニュアンスを表現した見解を示すことを試みてきた。我々は、まだすべてが完璧なわけではないことを認識している。我々の基準にはさらに改善の余地があり、我々の「体制とその有効性に関するレビュー」では、資金調達や我々のガバナンスの取決めなどの論点について、自由回答形式の質問をしている。

しかし、80%を超える国々が我々の基準をアドプションすることを自発的に選択してきたという事実は残る。それらの法域の多くが IFRS を修正したいという誘惑に抵抗してきたという事実は、以下の理由からである可能性が高い。

まず、ほぼすべての法域が、世界中で会計基準の単一セットを持つことの便益を確信しているという点がある。欧州委員会による IAS 規則の評価において、多くのコメント提出者がこの見解を確認した。多くの新興経済国にとっては、IFRS のアドプションが、自らの資本市場の信頼性を高めるための非常に費用対効果の高い方法であった。我々の関係者は、個々の法域が IFRS いじくり回し始めた途端に、これらの便益が消

滅することを知っている。

ほとんどの法域は、基準の小さな変更によってさえ、首尾一貫しなくなるおそれや意図しない帰結が生じるおそれがあることを十分に認識している。

第二に、我々は会計が精密科学ではないことは承知しているが、会計基準はその性質上、経済に関わる他の基準よりもずっと政治性が低く、おそらくそのことが、ほとんどの法域がこの作業を国際的な基準設定主体に委ねることに問題を感じていないもう1つの理由である。

第三に、IFRS の基準は高品質であると認識されている。ただし、より一層の改善が常に可能であることを我々は認識している。

最後に、ほとんどの法域が、自らのアドプション手続又はエンドースメント手続と我々の網羅的で透明なデュー・プロセスのシステムの組合せから多大な満足を得ている。これにより、我々の関係者が我々の基準設定プロセスに適切に関与することが確保されている。我々は自らを利害関係者に注意深く耳を傾ける組織であると考えており、将来もそうあり続けることを公約している。

1

<http://www.ifrs.org/Alerts/PressRelease/Pages/Trustees-look-for-public-input-on-review-of-the-structure-and-effectiveness-of-the-IFRS-Foundation.aspx>

2 <http://www.ifrs.org/About-us/Pages/IFRS-Foundation-and-IASB.aspx>

3 こうした研究の要約について、Tarca (2012) The Case for Global Accounting Standards – Arguments and Evidence, www.ifrs.org 参照

⁴ “Key Standards for Sound Financial Systems”, www.financialstabilityboard.org 参照

⁵

http://www.ifrs.org/DPOC/Documents/2013/Due_Process_Handbook_Resupply_28_Feb_2013_WEBSITE.pdf

⁶ 国際経済フォーラムにおける EU の役割, Paper 7: IASB, p.37. European Parliament, Directorate General for Internal Policies, Policy Department A: Economic and Scientific Policy

⁷ 国際経済フォーラムにおける EU の役割, Paper 7: IASB, p.37. European Parliament, Directorate General for Internal Policies, Policy Department A: Economic and Scientific Policy

⁸ Nobes (2015) Is the IASB really hell-bent on introducing fair value?,

<http://pwc.blogs.com/ifrs/2015/09/is-the-iasb-really-hell-bent-on-introducing-fair-value-.html>

参照。IASB が市場ベースの公正価値会計を強く選好するであろうというのは、根強い神話である。事実としては、大部分の企業（特に、経済の非金融セクターでの）については、歴史的な原価会計が依然として支配的である。伝統的な銀行事業（融資活動など）についてさえ、原価を基礎とした測定が一般的である。IFRS は、公正価値会計を思慮深く規定しており、通常、活発な市場で行われる活動やデリバティブなどの商品（これらは市場状況に非常に敏感である）について規定している。これらの商品について、歴史的な原価は意味のある情報を提供しない。「概念フレームワーク」の公開草案において、IASB は、公正価値を標準の測定モデルとは考えていない旨を再確認している。

⁹ Why inconsistent reporting of exceptional items can cloud underlying profitability at non-financial FTSE100 companies, Standard and Poor’s (2014),

www.standardandpoors.com/ratingsdirect

¹⁰ IFRS に慎重性が欠けているという主張は金融危機に関連したものである場合があるが、慎重性への言及が削除されたのは、金融危機の発生はかなり後であったことに留意することが重要である。

¹¹ 例えば、次を参照： Institut Messine (2015), “L’excès d’information financière nuit-il à l’information financière?”, www.institutmessine.fr

¹² European Commission (2015), Evaluation of regulation on the application of International Accounting Standards, www.europa.eu

¹³ 公的に支援された拠出は、法域によって異なる可能性がある。それらに共通することは、公的当局が発足させた取決めであり、拠出が中央レベルで集金されることである。中央レベルで集金された後に、年次の集中化された拠出が IFRS 財団に対して行われる。これは、こうした取決めにおいて、IFRS 財団と、公的に支援された集金スキームに参加する民間の当事者との間に直接的な財政上の結び付きが生じないようにするためである。